

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○有害図書類の指定……………	(道民生活課)	55
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	55
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	55
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	55
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	56
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	56

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		56
------------------------	--	----

告示

北海道告示第489号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成27年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類	図書コード	図	書	類	の	名	称	発行所、制作所、受審会社等の種別
-----	-------	---	---	---	---	---	---	------------------

書籍	9784865370263	殺人者戦慄の発言集	平成27年3月16日発行	株式会社鉄人社
雑誌	66095-25	別冊宝島2239 21世紀殺人者読本	平成26年10月12日発行	株式会社宝島社
同	67607-79	100%ムックシリーズiP!スペシャル おとなのインターネット	平成27年6月1日発行	株式会社晋遊舎
同	67607-60	100%ムックシリーズ無法サイトナビゲーター	平成27年4月1日発行	同

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第490号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（川西西部地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層

改良）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成27年7月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第491号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 空知郡南幌町4996（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第492号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第493号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第494号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を帯広市役所の掲示場に掲示した。

平成27年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成27年農林水産省告示第1557号

- 2 所在が不明な者 大丸倉庫株式会社、横山 和代、古川 武、大野 清徳、大野 公義、大野 有加

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第10号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年6月30日

北海道空知総合振興局長 金田 幸一

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
(1) 乗用自動車の賃貸借（総務課 1台分） 一式
(2) 乗用自動車の賃貸借（児童相談室 1台分） 一式
- 2 落札を決定した日 平成27年6月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1)ア 氏名 札幌レンタリース株式会社
イ 住所 札幌市東区東苗穂2条3丁目2番5号
(2)ア 氏名 株式会社トヨタレンタリース新札幌
イ 住所 札幌市豊平区平岸7条13丁目2番47号
- 4 落札金額
(1) 28,400円
(2) 28,900円
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告 平成27年4月28日付け北海道空知総合振興局告示第8号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)ア 名称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課
イ 所在地 岩見沢市8条西5丁目
(2)ア 名称 北海道空知総合振興局保健環境部児童相談室
イ 所在地 岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号